

広島県告示第千九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年十月三日までの間、縦覧に供する。

令和五年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上下刈島循環線	呉市蒲刈町大浦字殿河内三四一番一地从先から 呉市蒲刈町大浦字殿河内一六二番地先まで	令和五年九月一九日